

毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

定例
令和5年9月29日

主要目次

告示	地方自治法に基づく指定納付受託者の指定	一
告示	農業振興地域の区域の変更	一
告示	育種母樹林の指定	一
告示	土地区画整理組合の設立認可	二
告示	土地区画整理組合の解散認可	二
告示	土地区画整理事業の換地処分	二
選挙管理委員会告示	選挙管理委員会告示	二
告示	地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な選挙人の数	三
告示	佐倉市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決	三
公告	土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧	七
告示	都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧	七
告示	都市計画区域区分の関係図書の縦覧	七
告示	都市計画用途地域の関係図書の縦覧	七
告示	都市計画高度地区の関係図書の縦覧	七
告示	都市計画火葬場の関係図書の縦覧	七
告示	都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧	七
告示	都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧(四件)	七
告示	特定調達公告	八
告示	入札公告	八
告示	落札者等の公告(二件)	一〇

告示

千葉県告示第三百七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定によ

指定番号	指定年月日	指定採	樹種	所在場所	本数(本)	面積
千葉育	令和五年九	種別	種別	木更津市下郡二、〇	四二七	〇・二九
育種母	すぎ	種別	種別			

り、使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)別表第一旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)に基づくものの項に規定する一般旅券の発給手数料の納付事務の委託を受ける指定納付受託者を次のとおり指定した。
令和五年九月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称	住所又は事務所の所在地	納付事務の委託を受けることができる期間	指定をした日
株式会社NTTデータ	東京都江東区豊洲三丁目三番三号	令和五年十月二日から令和六年三月三十一日まで	令和五年九月十九日

千葉県告示第三百七十五号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。
令和五年九月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

変更前の区域	変更後の区域
平成十九年千葉県告示第二百七十五号(農業振興地域の区域の変更)第一号変更後の区域の欄に掲げる区域	上欄に掲げる区域から次の図の斜線部分の区域を除き、同欄に掲げる区域に次の図の網線部分の区域を加えた区域(「次の図」は省略し、その関係図書は、千葉県農林水産部農地・農村振興課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第三百七十六号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり育種母樹林の指定をする。
令和五年九月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称	住所	備考
千葉県	千葉市中央	採種

令五―一
月二十九日
樹林
〇八番
区市場町一 番一号

千葉県告示第三百七十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十四条第一項の規定により、習志野市鷺沼土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

令和五年九月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 組合の名称

習志野市鷺沼土地区画整理組合

二 事業施行期間

令和五年九月二十九日から令和十四年三月三十一日まで

三 施行地区

習志野市鷺沼三丁目、鷺沼四丁目及び鷺沼五丁目並びに鷺沼台四丁目の各一部の区域

四 事務所所在地

習志野市津田沼五丁目一四番二四号旧保健会館三階

五 設立認可の年月日

令和五年九月二十日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

習志野市鷺沼土地区画整理組合の事務所の掲示場及び習志野市役所の掲示場に掲示する。

千葉県告示第三百七十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第二項の規定により、いすみ市寄瀬土地区画整理組合の解散を認可した。

令和五年九月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第三百七十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第一百三十一条の規定により、流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業の換地処分をした。

令和五年九月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第四十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項(条例の制定又は改廃の請求)及び第七十五条第一項(監査の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の五分の一の数、同法第七十六条第一項(議会の解散の請求)、第八十一条第一項(長の解職の請求)及び第八十六条第一項(副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項(教育委員会の教育長又は委員の解職の請求)の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項(議員の解職の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、それぞれ次のとおりである。

令和五年九月二十九日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五分の一の数 一〇五、四八三人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 七五九、二六八人

三 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超えない場合における選挙権を有する者の三分の一の数

- 長生郡選挙区 一六、五七四人
- 千葉市中央区選挙区 五九、五二八人
- 千葉市花見川区選挙区 四九、八八八人
- 千葉市稲毛区選挙区 四四、〇三九人
- 千葉市若葉区選挙区 四一、五〇七人
- 千葉市緑区選挙区 三五、六七四人
- 千葉市美浜区選挙区 四一、二二八人

銚子市・香取郡東庄町選挙区	一九、七六九人
館山市選挙区	一二、九二六人
木更津市選挙区	三七、七〇五人
野田市選挙区	四二、九三〇人
茂原市選挙区	二五、〇三七人
成田市選挙区	三五、二二一人
佐倉市・印旛郡酒々井町選挙区	五四、〇七八人
東金市選挙区	一六、一六〇人
旭市選挙区	一七、六八五人
習志野市選挙区	四八、三九七人
柏市選挙区	一一九、八〇七人
勝浦市・いすみ市・夷隅郡選挙区	一九、七六一人
市原市選挙区	七六、〇一三人
流山市選挙区	五五、八六六人
八千代市選挙区	五六、一五一人
我孫子市選挙区	三七、三三四人
鴨川市・南房総市・安房郡選挙区	二一、四八一人
鎌ヶ谷市選挙区	三〇、九七〇人
君津市選挙区	一一三、二三六人
富津市選挙区	一二、一八八人
浦安市選挙区	四七、四七四人
四街道市選挙区	二六、一五三人
袖ヶ浦市選挙区	一八、〇七七人
八街市選挙区	一八、九三八人
印西市・印旛郡栄町選挙区	三四、七七四人
白井市選挙区	一七、一八〇人
富里市選挙区	一三、四七六人
匝瑳市選挙区	九、七九一人
香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区	二六、二三六人
山武市・山武郡選挙区	二六、六七六人
大網白里市選挙区	一三、八六八人
地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超え八十万以下の場合におけるその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数	
市川市選挙区	一三五、〇九一人
船橋市選挙区	一五六、〇九六人

松戸市選挙区

一三五、九五七人

千葉県選挙管理委員会告示第四十五号

令和五年六月十九日付けをもって佐倉市清田乃り子から提出のあった同年四月二十三日執行の佐倉市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対し、次のとおり裁決した。

令和五年九月二十九日

千葉県選挙管理委員長 菊地 秀樹

裁 決 書

佐倉市

審査申立人 清田 乃り子

上記審査申立人から、令和五年六月十九日付けをもって提起された同年四月二十三日執行の佐倉市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

事 案 の 概 要

第 1 事案の要旨

審査申立人(以下「申立人」という。)は、令和五年四月二十三日執行の佐倉市長選挙(以下「本件選挙」という。)について、同年五月一日に佐倉市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)に対し、当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は同月三十日にこの異議の申出を棄却する旨の決定(以下「原決定」という。)をし、同日に申立人に対して決定書を交付し、決定書の要旨を告示した。申立人は原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙の当選人の当選を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをしたものである。

第 2 前提事実

本件選挙の選挙録によると、本件選挙には、申立人、西田三十五候補、小嶋義典候補の計3名が立候補した。

本件選挙を執行した結果、佐倉市選挙会は、西田三十五候補の得票数を30、549票、申立人の得票数を30、364票、小嶋義典候補の得票数を2、567票として、西田三十五候補を当選人として決定した。

これを受けて市委員会は、同日、西田三十五候補を当選人とする旨の告示をした。なお、開票の結果、投票総数64、993票に対して、有効投票は63、480票、無効投票は1、513票であり、無効投票の内訳は次のとおりであった。

・候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの 113票

<p>・ 2人以上の候補者の氏名を記載したものの 1 票</p> <p>・ 候補者の氏名のほか、他事を記載したものの 1 5 票</p> <p>・ 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの 6 票</p> <p>・ 白紙投票 9 5 2 票</p> <p>・ 単に雑事を記載したものの 2 4 6 票</p> <p>・ 単に記号、符号を記載したものの 1 8 0 票</p> <p style="text-align: center;">当事者の主張の要旨</p> <p>第1 申立人の主張</p> <p>本件選挙において当選人となった西田三十五候補（以下「当選人」という。）と、次点であった申立人との得票数の差は185票であった。他方で、無効投票は1, 513票もあつたことから、全投票用紙を再点検すれば、当選結果に異動が生じる可能性があるため、全投票用紙の開披点検を求めらる。</p> <p>その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。</p> <p>1 送致を受けた投票箱について</p> <p>各投票所から送致された全ての投票箱が適正に開函され、投票箱の中にあつた投票用紙が全て回収され、開票されたか疑義がある。したがつて、これを再点検することを求めらる。</p> <p>原決定は、違法事由は存在しないとしているが、それぞれの事実について客観的な証拠を示さないため、適正に実施されたという判断はできない。</p> <p>2 投票所におけるトラブルについて</p> <p>以前の選挙において、選挙人が投票所に赴いたところ、既に投票済みであると事務従事者から言われ、トラブルになったケースがあると聞いている。このようなさまざまな体制では投票の公正さが疑われる。</p> <p>原決定は、本件選挙において申立人の主張するようなトラブルの報告はなかつたとしているが、客観的な証拠を示していない。</p> <p>また、本件選挙でないとしても、以前に別人がすでに期日前投票を済ませていた、という事実があつたということは、選挙自体の公正性を疑わせるに足りる事実であるため、その当時の記録の開示を求めらる。</p> <p>3 投票用紙の再点検の要否について</p> <p>機械による氏名の判別及び得票数の算定は、必ずしも正確とは言えない。1, 513票もある無効投票を再点検すれば、当選の結果に異動が生じる可能性がある。また、当選人と申立人の氏は、「田」の字が共通しており、機械による判別が困難な投票用紙があつたはずであるが、これがどのように判断されたのか疑義がある。</p> <p>原決定は有効投票の判定及び得票数の算定は適正に行われているものと判断するとしているが、選挙立会人による投票用紙の束の点検は実施されておらず、投票用紙の点検は適正に行われているかどうかは、票を点検して初めてわかることであるため、</p>	<p>全投票用紙の再点検を求めらる。</p> <p>4 開票結果の発表前に当該開票結果が当選人の陣営に伝達された疑いについて</p> <p>開票結果の発表前に、当選人の陣営に開票結果が伝達された可能性がある。これは、市選挙会の中立性、公正性及び公平性が疑われる事態である。したがつて、本件について調査を求めらる。</p> <p>2 3時から開票結果が確定した2 3時1 0分の間に、当選人陣営が当選の報を受けて万歳三唱していた事実は、当日、現場で取材し、開票速報を放映していた2 9 6 テレビの映像を検証することにより、明らかとなる。</p> <p>原決定は、客観的な検証をしておらず、さらには、こうした選挙の公正を疑わせる事実については、違法事由の判断基準とすべきである。</p> <p>第2 市委員会の主張</p> <p>1 送致を受けた投票箱について</p> <p>本件選挙における選挙会の会場には、適法に選任された選挙長の下、各候補者からの届出等により適法に定められた3人の選挙立会人が立ち会つていた。このほか、報道関係者、佐倉警察署の警察官及び参観人が来場し、多数の人が注視する状況の中、投票箱の開函を含む、全ての開票事務が行われていた。したがつて、開票事務は、公職選挙法（昭和2 5年法律第1 0 0号。以下「公選法」という。）の規定に基づいて行われたものであり、投票箱の開函、投票用紙の点検等の開票事務の公正さは高度の蓋然性をもつて認められるべきものである。</p> <p>2 投票所におけるトラブルについて</p> <p>本件選挙において、トラブルがなかつたか否かを期日前投票所を含む全投票所の職務代理者及び従事者に対して調査を実施した上で、決定書を作成している。</p> <p>また、過去1 0年間にわたつた選挙の記録を確認したが、別人が既に投票を済ませており、選挙人が投票できないという事実はなかつた。</p> <p>3 投票用紙の再点検の要否について</p> <p>選挙立会人に対しては、選挙期日前日に選挙立会人説明会を実施し、有効投票又は無効投票と判断された投票用紙の点検方法を含め、開票事務全般について了解を得ていた。さらに、当該説明会において、会場内へ選挙立会人を案内した際には、有効投票の束が載る集積台の位置等を口頭により説明した。また、選挙立会人からは、集積台の上に乗つた有効投票の束について、実際に手に取つて点検してよいか、改めて確認する趣旨の質問があり、この質問に対し、手に取つて確認して欲しい旨を、質問者のみならず質問者以外の選挙立会人に対して回答した。</p> <p>選挙会当日、集積台は、選挙立会人の席から見渡して確認できるように配置され、また、有効投票の束は、選挙立会人が容易に手に取ることのできる状態で集積台の上に乗つており、選挙立会人による自由な点検に供された。そして、最後には、選挙立会人は、有効投票決定表に押印した。さらに、無効投票については、無効事由ごとに</p>
---	--

<p>選挙立会人が確認する機会を設けたのであり、違法な点はなかった。開票事務従事者による有効投票の点検及び計数並びに無効投票の審査等については、万全の体制を整えていたのであり、違法な点はない。また、有効投票又は無効投票と判断された投票用紙については、選挙立会人により適正に点検され、異議は出なかったのであるから、当該判断は適切であった。</p> <p>4 開票結果の発表前に当該開票結果が当選人の陣営に伝達された疑いについて 市委員会の委員及び事務局職員並びに事務従事者を対象に調査をした結果、開票結果の発表前に当該開票結果が外部に伝達された事実はなかった。そもそも、当該事実の有無は、当選の効力には影響しないため、本件異議申出及び本件審査申立てにおいて主張すること自体失当である。</p> <p style="text-align: center;">裁 決 の 理 由</p> <p>当委員会は、本件審査の申立てを適法なものとして認め、市委員会から弁明書及び証拠書類を、申立人から反論書及び証拠書類をそれぞれ徴するとともに、口頭意見陳述を実施するなど、慎重に審理し、その結果は、次のとおりである。</p> <p>第 1 本件選挙における開票事務について</p> <p>市委員会から提出のあった選挙録、開票事務処理要領及び選挙立会人説明会配布資料によると、本件選挙における開票事務は、令和 5 年 4 月 23 日午後 9 時 15 分から同日午後 11 時 10 分まで、佐倉市民体育館において行われ、概略は以下のとおりであった。</p> <p>なお、本件選挙では、公選法第 79 条の規定により、開票事務は選挙会事務に併せて行われたことにより、開票管理者及び開票立会人はそれぞれ選挙長及び選挙立会人とされ、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載されている。</p> <p>① 令和 5 年 4 月 22 日午後 4 時、佐倉市民体育館会議室において、選挙立会人 3 名に対し説明会を開催した。説明会では、選挙立会人の役割、開票作業の流れ等を市委員会から説明した。</p> <p>また、有効な投票は各候補者別に大きな束となって集積台に集積されるので確認すること、無効な投票は無効の種類ごとに束ねて集積台に分類してあるので、必要があるときは意見を述べること、と記載された資料を配付した。</p> <p>なお、本件選挙の選挙立会人 3 名のうち 2 名は候補者から届出のあった立会人（うち 1 名は申立人から届出のあった立会人）であり、残り 1 名は市委員会が選任した者であった。</p> <p>② 令和 5 年 4 月 23 日午後 8 時以降、各投票所から開票所に投票箱が送致された。投票箱の総数は 43 であり、その内訳は、当日投票所分が 37、期日前投票所分が 5、不在者投票分が 1 であった。</p> <p>選挙長は選挙立会人とともに、投票箱の施錠の点検及び鍵の封印の異常の有無を確認した。</p>	<p>③ 同日午後 9 時 15 分、選挙長により選挙会の開会が宣言され、開票作業が開始された。</p> <p>④ 開投係は、選挙長の開始宣言の合図で投票箱を開函し、投票用紙を開票台にかけ、投票箱に投票用紙が残っていないことを確認した後、空の投票箱を開票所の出入口方向に運んだ。</p> <p>選挙長及び選挙立会人は、投票箱の中が空になったことを点検した。</p> <p>開票台の投票用紙は、点字票・仮投票封筒を別にし、その他の票は縦横を揃えて開票台にあるフルーツパックに入れ、庶務係が分類係に回付した。</p> <p>⑤ 分類係（読取機）は、開投係から回付された投票用紙を、2 台の読取機の投入口にセットし、候補者ごとに分類された投票用紙をフルーツパックに入れ、収集係は候補者ごとに分類された投票用紙を点検係に回付した。</p> <p>また、収集係は、「リジエクト」「疑問票」に分類された投票用紙を分類係（手作業）に回付し、「白票」を分類された投票用紙は審査係に回付した。</p> <p>⑥ 分類係（手作業）は、収集係が回付した「リジエクト」「疑問票」に分類された投票用紙を手作業で分類し、候補者名のラベルが貼付された区分ケースに入れ、収集係は候補者ごとに分類された投票用紙を点検係に回付した。</p> <p>また、収集係は、「白票」「疑問票」に分類された投票用紙を審査係に回付した。</p> <p>⑦ 点検係は、収集係から回付された投票用紙を、1 枚ずつ、表面をすべて確認した後、裏面をすべて点検し、計数機係に回付した。</p> <p>また、候補者名以外の記載も認められる票、記載内容に疑問のある票は、審査係に回付した。</p> <p>⑧ 計数機係は、点検係から回付された投票用紙を、2 名が別の計数機で 1 回ずつ計数し、100 票ずつの票束にして輪ゴムで束ね、括束係に回付した。</p> <p>⑨ 括束係は、計数機係から回付された 100 票束が、当該候補者の票束であることを確認した上で、5 束をさらに輪ゴムで束ね 500 票束にし、候補者名が書かれた付表を若い番号順に添付し、得票集計簿にチェックを入れた後、得票計算係へ回付した。500 票に満たない端数票については手書きの端数票用付表を添付した。</p> <p>⑩ 審査係は、分類係から回付された投票用紙を 1 枚ずつ点検し、有効と認められる票は、候補者別に分類して計数機係に回付し、無効と認められる票は、無効事由ごとに区分し、票数を確認後、無効投票決定表に無効事由ごとの票数を記入し、無効票と合わせて得票計算係に回付した。</p> <p>⑪ 第 1 得票計算係は、括束係から回付された 500 票束をパソコンにより集計し、有効票付表と各束（票）が一致しているかどうか確認した。</p> <p>第 2 得票計算係は、パソコンから得票集計簿を出力し、有効票の付表と得票数が合致しているかどうか確認した。</p>
--	--

<p>⑫ 得票整理係は、得票計算係から回付された投票用紙を、有効票付表と候補者名のついで間違いがないか確認し、候補者別の整理番号順に集積台に据え置いた。</p> <p>⑬ 選挙長及び選挙立会人は、有効投票については、集積台に置かれた投票用紙を一括で点検し、無効投票については、事務従事者から無効事由ごとに実際の投票用紙を見せられながら説明を受け、その判定について了解した。</p> <p>⑭ 同日午後11時10分、各候補者の集計が完了し、選挙長及び選挙立会人は、有効投票決定表及び無効投票決定表に押印した。</p> <p>⑮ 庶務係は、有効投票決定表及び無効投票決定表の押印が終わったら、有効投票、無効投票の別に梱包し、選挙長及び選挙立会人の封印を受けた。</p> <p>⑯ 選挙長及び選挙立会人は選挙録に署名押印した。</p> <p>第2 判断基準について</p>	<p>を欠く。</p> <p>よって、申立人の主張は理由がない。</p> <p>3 投票用紙の再点検の要否について 申立人は選挙立会人による投票用紙の点検が不十分であるため、投票用紙の開投点検を主張する。</p> <p>この点、選挙期日前日に行われた選挙立会人説明会の配付資料によると、「有効な投票は、各候補者別に大きな束となって集積台に集積されますので、確認すること。」「無効な投票は、無効の種類ごとに束ねて、集積台に分類してありますので、必要があるときは、意見を述べること。」と記載されており、選挙立会人に対して、事前に説明がされたことが推認される。</p> <p>また、前記第1の④から⑬までのとおり、有効投票については、事務従事者による点検を経た後に、集積台において選挙長及び選挙立会人による自由な点検に供されており、最終的には有効投票決定表に全員が押印している。</p> <p>さらに、無効投票については、市委員会の説明によると選挙長及び選挙立会人は無効事由ごとに事務従事者から実際の投票用紙を見せられながら説明を受け、無効事由ごとに票数が記載された無効投票決定表に全員が押印している。</p> <p>加えて、本件選挙の選挙録には、3名の選挙立会人が、選挙録の記載が真正であることを確認し、選挙長が効力の決定をしていることから、本件選挙の開票手続きに違法性は認められない。</p> <p>申立人はその余剰々主張するが、その主張は具体性を欠いたものであり、主張の根拠となる証拠の提出もないことから、単なる憶測の域を出ないものと判断せざるを得ない。</p> <p>よって、申立人の主張は理由がない。</p> <p>4 開票結果の発表前に当該開票結果が当選人の陣営に伝達された疑いについて 申立人は開票所で開票結果が発表される前に当選人陣営に伝わった疑いを主張しており、事実確認のためにテレビ映像の検証を要求する。</p> <p>この点、市委員会が行った市職員に対する調査結果によると、開票所での発表前に開票結果が外部に伝わった事実はなく、一方で、申立人は具体的な証拠を提出していないため、申立人の主張は単に自身の主観に基づいた主張にすぎない。</p> <p>さらに、開票所での発表前に開票結果が外部に伝達された事実の有無は、前記第2の判決が示した違法事由のいずれにも該当せず、本件選挙における当選人を決定した機関の決定手続きに関することや各候補者の有効得票数の算定に関することと直接結びつくものではない。</p> <p>よって、申立人の主張は理由がない。</p> <p>5 まとめ 以上、当選人を決定した選挙会の構成及び決定手続きについて、<u>当選が無効とされ</u></p>
<p>⑭ そもそも当選の効力に関し争訟の提起があった場合において、選挙そのものは有効に行われたことを前提とし、当選が無効とされる原因とは、「当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、決定手続に違法があること、決定内容（たとえば投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定、当選人となりうる資格の有無の認定）に違法があること」（昭和30年9月29日大阪高等裁判所判決）とされている。</p> <p>当委員会は、こうした観点から、本件選挙における当選人の当選が無効とされる場合に該当するか否かを検討した。</p>	
<p>第3 当委員会の判断</p> <p>1 送致を受けた投票箱について 申立人は全ての投票箱の再点検を要求するが、選挙期日前日に行われた選挙立会人説明会の配付資料によると、前記第1の②及び④のとおり、開票所に送致された投票箱については、開票開始前に選挙長及び選挙立会人によって施錠の確認及び鍵の封印の異常の有無を点検し、投票箱を開函後、再び選挙長及び選挙立会人によって投票箱が空であることの確認を行っている。</p> <p>また、選挙立会人から投票箱の管理につき疑義があった事実も認められないことから、投票箱が適正に管理されたことが推認される。</p> <p>一方で、申立人からは投票箱の管理につき違法があったことを裏付ける具体的な証拠は何ら示されていない。</p> <p>よって、申立人の主張は理由がない。</p>	
<p>2 投票所におけるトラブルについて 申立人はなりすましによる投票の可能性を主張するが、申立人の主張は単に自身の伝聞に基づいた主張に過ぎず、また、その主張も具体性を欠いたものである。</p> <p>さらに、申立人は過去の選挙の投票所でのトラブルに関する記録の開示を求めているが、本件選挙の当選の効力に何ら影響するものではないため、申立人の主張は前提</p>	

る場合に該当するような違法な点は認められず、その他、本件選挙において、当選決定を無効とすべき違法は認められない。

また、申立人の主張は、具体性を欠いたものであり、主張の根拠となる証拠の提出もないことから、単なる憶測の域を出ないものと判断せざるを得ない。

よって、当委員会が主文のとおり裁決する。

令和5年9月13日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

公 告

土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、南房総市富浦町八東西土地改良区の南房総市富浦町八東西地区における土地改良事業（農業用排水施設の管理）計画の変更認可申請を適当と決定したので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年9月29日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 1 南房総市富浦町八東西土地改良区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 南房総市富浦町八東西土地改良区定款の写し

縦覧期間 令和5年10月2日から10月30日まで

縦覧場所 南房総市役所

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

令和5年9月29日千葉県市の変更に係る千葉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和5年9月29日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

令和5年9月29日千葉市の変更に係る千葉都市計画区域区分の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧

に供する。

令和5年9月29日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

令和5年9月29日千葉市の変更に係る千葉都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和5年9月29日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

令和5年9月29日千葉市の変更に係る千葉都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和5年9月29日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画火葬場の関係図書の縦覧

令和5年9月29日市川市の変更に係る市川都市計画火葬場の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和5年9月29日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧

令和5年9月29日千葉市の変更に係る千葉都市計画都市再開発の方針の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課において縦覧に供する。

令和5年9月29日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和五年九月二十九日佐倉市の変更に係る佐倉都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があつたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和五年九月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和五年九月二十九日四街道市の変更に係る四街道都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があつたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和五年九月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和五年九月二十九日市原市の変更に係る市原都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があつたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和五年九月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和五年九月二十九日袖ヶ浦市の変更に係る袖ヶ浦都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があつたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和五年九月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

特定調達公告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものとする。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年9月29日

千葉県企業局長 古野 美砂子

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

- ① 佐倉浄水場発生土処分業務委託 予定数量 2, 500トン
- ② 人見浄水場発生土処分業務委託 予定数量 4, 400トン

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所 千葉県企業局長が指定する場所

(5) 入札方法 (1) の案件ごとにそれぞれ入札に付する。入札金額は、(1) の案件ごとにそれぞれの1トン当たりの単価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に記載されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第6項の規定による産業廃棄物の処分業の許可を受けていることを証明した者で、浄水場から発生する汚泥の契約量を、全てセメント若しくはセメント原料又は軽量骨材として中間処理できる施設を有しているものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

<p>262-8512 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 千葉県企業局管理部経理課契約班 電話043(211)8589</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supericals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和5年9月29日から10月17日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年11月9日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年11月9日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 1(1)の案件ごとに次のとおりとする。</p> <p>① 令和5年11月10日午前9時 千葉県企業局入札室</p> <p>② 令和5年11月10日午前9時15分 千葉県企業局入札室</p> <p>4 低入札価格調査制度及び調査基準価格</p> <p>(1) この入札は、別に定める「千葉県企業局委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。</p> <p>(2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額(小数第5位以下を切り捨てるものとする。)とする。</p> <p>5 低入札価格調査</p> <p>(1) 最低価格入札者(以下「第1順位者」という。)の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。</p> <p>(2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者としないことがある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者(以下「低価格入札者」という。)は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内(この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。)に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。</p> <p>(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p> <p>(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査</p>	<p>を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県企業局財務規程(昭和39年千葉県水道局管理規程第6号。以下「財務規程」という。)第145条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県企業局長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年10月17日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3(2)電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年10月17日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3(1)に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県企業局長が判断した入札者であつて、財務規程第158条第1項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>7 Summary</p>
--	--

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
- ① Processing of dewatered sludge generated by Sakura water purification plant; Estimated amount of sludge, 2,500 tons
 - ② Processing of dewatered sludge generated by Hitomi water purification plant; Estimated amount of sludge, 4,400 tons
 - (2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 9 November, 2023
 - (3) Contact point for the notice: Accounting Division, Administration Department, Chiba Prefectural Public Enterprises Bureau, 5-417-24 Makuhari-cho, Hanamigawa-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 262-8512 Japan TEL 043-211-8589

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和5年9月29日

千葉県知事 熊谷 俊人

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
 - ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
 - ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
 - ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
 - ⑥契約の相手方を決定した手続
 - ⑦入札公告日
 - ⑧随意契約による場合はその理由
 - ⑨その他必要な事項
- ①被災市町村用備蓄仮設トイレ 208基 ②千葉県防災危機管理部防災対策課 千葉県中央区市場町1番1号 ③令和5年8月2日 ④日本乾溜工業株式会社 木更津市潮見8丁目7番地 ⑤44,959,200円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年6月20日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和5年9月29日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
 - ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
 - ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
 - ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
 - ⑥契約の相手方を決定した手続
 - ⑦入札公告日
 - ⑧随意契約による場合はその理由
 - ⑨その他必要な事項
- ①千葉県学校教育情報ネットワーク構築及び運用管理委託 一式 ②千葉県教育庁教育振興部学習指導課 千葉県中央区市場町1番1号 ③令和5年7月27日 ④FLCS株式会社 千葉県中央区新町3番地13 ⑤3,425,862,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年6月16日

熊谷 俊人

川○臣

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八